浪江町移住及び起業等支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

1　要項の目的

本業務は、移住検討者と起業家のニーズに対応する総合的なワンストップ相談拠点を設置・運営し、移住相談と起業相談を密に連携させることで、当町の復興と社会課題解決に取り組む意欲の高い人材を移住者および関係人口として呼び込むことを目的とする。

2　業務の概要

（1）　業務名

浪江町移住及び起業等支援業務委託

（2）　業務の目的

浪江町では浪江町復興計画（第三次）及び「浪江町移住・定住促進中期戦略（２０２６～２０３０）」に基づき、「新しい取組みへのチャレンジ、交流人口・関係人口の拡大など、町の魅力を高め、広めることで、新たな町民が増える町を目指す」ことを新たに掲げ、域外からの流入人口を増やすことを目指している。

本業務は、移住検討者と起業家のニーズに対応する総合的なワンストップ相談拠点を設置・運営し、移住相談と起業相談を密に連携させることで、当町の復興と社会課題解決に取り組む意欲の高い人材を移住者および関係人口として呼び込むことを目的とする。

また、事務所機能に「移住」と「起業」の拠点を集約するとともに、「ナミエシンカ」の４つの理念――「継続自走」「入口多様化」「『あなた』へ」「自分ごと化」（別添１参照）――に基づくコミュニティ機能の事業継承及び更なる推進をすることで、町の活気向上、雇用創出、起業・移住の好循環を促進し、「事業創出・コミュニティ形成・実証実験のローカルハブ」として機能させる。

（3）　委託期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

※なお業務実績等を踏まえ両者合意の下、次年度の契約を継続する場合もある。

3　委託料の上限額

86,572千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4　プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5　プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際に実施する内容については、提案内容をそのまま採用するものではなく、別途町と本件業務の仕様上の詳細について協議したうえで内容を決定し実施することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6　応募資格

応募者となる者は以下の要件をすべて満たす法人であること。

① 本業務の受託者は、契約締結後、発注者が指定する事務所機能を活動拠点として業務を遂行できること。

② 過去 5 年以内において、国、地方公共団体又は民間企業等から次に掲げる業務のいずれかを受託した実績を有する法人であること。

・移住定住支援業務
・起業創業支援業務
・コミュニティ形成業務（コミュニティ運営、イベント企画運営、交流促進、人材ネットワーク形成等を含む。）
・地域活性化業務（地域課題解決、人材育成、関係人口創出、地域資源活用等を目的とした事業を含む。）
・コワーキング施設又はインキュベーション施設運営業務

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

④ 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号）による指名停止を受けていない者であること。

⑤ 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑥ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
(エ) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

7　コンソーシアムで参加する場合の留意事項

① コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの名称をつけることとし、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書（代表構成員及び構成員の記名押印した書面）を締結すること。書式は任意とする。
② 構成団体のうち 1 社を「代表事業者」と定め、発注者（浪江町）に対する窓口（連絡調整、協議、手続等の一切）を一本化すること。代表事業者は、コンソーシアム全体の業務管理、進捗管理、安全管理および契約上のすべての責任を負うものとする。
③ 本要項「６応募資格」②から⑥まではコンソーシアムを構成する全ての事業者が、①についてはコンソーシアム全体として満たしていれば可とする。
④ 代表構成員又は構成員が、単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと

8　プロポーザルの日程及び提出期限等

（1）　スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	令和 8 年 11 月 25 日（水）から 町ホームページからダウンロードすること。
現地見学会の開催	事務所機能の現地見学会を 12 月 1 日（火）13 時 30 分から 15 時まで開催する。参加希望の場合、現地集合すること。
質問書の提出	令和 8 年 12 月 4 日（金）17 時まで**必着** 第 3 号様式質問書により、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。

	本業務への参加を検討する事業者からの質問することが出来る。原則として、電話等口頭による質問は受け付けないので留意すること。
質問書への回答方法	令和 8 年 12 月 8 日（火）までに町ホームページへ掲載する。
参加表明書の提出	令和 8 年 12 月 15 日（火）17 時まで**必着** 第 1 号様式参加表明書を 1 部、コンソーシアムで参加する場合は第 2 号様式グループ名簿兼委任状も 1 部事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。 ※　第 1 号様式参加表明書には、登記事項証明書（会社・法人）を添付すること。
参加資格の結果通知	令和 8 年 12 月 18 日（金）までにメールにて通知し後日郵送する。
申込み及び企画提案書の提出	令和 9 年 1 月 7 日（木）17 時まで**必着** 事務局に持参もしくは郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①第 4 号様式応募申込書、②第 5 号様式誓約書、③同種・類似業務の受託実績（任意様式）、④企画提案書（02 仕様書及び 03 企画提案書作成要領 10 企画提案書の体裁等の内容による）、⑤見積書 【提出部数】 正本 1 部、副本 7 部 提出する際は、①～⑤の書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数提出すること。
一次審査実施	令和 9 年 1 月 14 日（木）
一次審査結果の通知	令和 9 年 1 月 19 日（火）までにメールにて通知し後日郵送する。
二次審査実施	令和 9 年 1 月 25 日（月）

審査結果通知	令和 9 年 1 月 28 日（木）
契約締結	令和 9 年度当初予算が成立し、かつ福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備事業)の交付が決定された後に契約締結となる。

（2） 事務局（各種書類提出先）

浪江町　観光移住課　移住推進係

住所　〒979-1592　浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話　0240-23-5764　　メール　namie24020@town.namie.lg.jp

9　同種・類似業務の受託実績

① 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

② 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。

③ コンソーシアムで参加する場合は、代表構成員または構成員の受託実績を提出すること。

10　企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について仕様書及び企画提案書作成要領に基づき企画提案書を作成すること。

11　見積書の作成

① 「浪江町移住及び起業等支援業務委託仕様」の仕様書に定める業務内容に沿った内訳書を税抜きで作成し、消費税及び地方消費税額を加算した金額を見積金額とすること。

② 件名は、「浪江町移住及び起業等支援業務」とすること。

③ 宛先は、「浪江町長　吉田　栄光」とすること。

④ 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

12　審査に関する事項

① 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査（一次審査）を実施し、評価点数にて全て審査員配点合計の 60 点以上であ

り、かつ提案企画が特に優れていると判断された上位者（3 者）について、プレゼンテーション審査（二次審査）を行い、二次審査の評価点数が最も高い者を受託候補者とする。ただし、評価点が同点の場合は、「事業創出・独自提案」の得点が高い者を上位とする。なお同点の場合は審査委員会の協議により決定する。また、応募者がいずれも一次審査において、評価点数の合計が審査員配点合計の 6 割に満たない場合、二次審査を行わず、受託候補者としない。なお、書類審査（一次審査）において、評価点数の合計が審査委員配点合計の 6 割以上の応募者が 1 者又は 2 者だった場合も二次審査を実施し、受託候補者を選定する。

② 一次審査

応募のあった企画提案書について、審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者（3 者）を選定する。ただし、上位者が 3 者未満の場合は 2 者以下とする。

③ 二次審査

(ア) 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則して認めない。ただし、企画提案書及び「同種・類似業務の受託実績」に記載した映像（ダイジェスト版など）については、町で用意したプロジェクター等にて投影することができる。

(イ) 出席者は 1 事業者につき 3 名以内とする。

(ウ) 1 事業者の持ち時間は 35 分程度（説明 15 分以内、質疑応答 20 分程度）とする。

(エ) 実施会場及び日時については、別途通知する。

④ 受託候補者の選定

(ア) 審査基準及び配点に基づき実施する企画提案書の一次審査（書類審査）により選定した上位者（3 者）が二次審査に進み、プレゼンテーションの内容を審査基準及び配点に基づき再審査（評価）し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。なお、二次審査においては、一次審査の評価点数は加味しない。

(イ) 令和 9 年 1 月 28 日（木）の決定を予定しているが、委員の日程や応募数などにより変更となる場合がある。

⑤　審査基準及び配点

一次審査・二次審査　共通審査基準（企画提案書審査基準）

(ア)浪江町移住及び起業等支援業務委託の実施			
企画提案	評価項目	評価の視点	配点
事業内容	町の現状・課題及び事業目的の理解	当町の地域特性、現状、抱える課題について十分な調査と理解が反映されているか。	5 点
	移住相談窓口としての機能	移住検討者への移住相談対応、制度案内、定住支援の実効性があるか。	10 点
	移住ツアー及び就労体験事業	他地域や過去の成功事例等を参考に、独自の視点・アイデアを活かした取り組みが提案されているか。また、ツアーの実現性はあるものか。	5 点
	関係人口創出・交流促進	本事業を通じた、交流・関係人口の創出について具体的な計画や、その実行性が示されているか。	5　点
	起業相談・伴走支援	起業相談体制、伴走支援の手法及び起業希望者に対する継続的な支援体制が具体的に示されているか。また、提案内容が実施体制と整合し、町における事業創出及び地域課題解決に資する具体的な提案となっているか。	10 点
	事業創出・独自提案	起業家の発掘、人材育成、実証事業、販路開拓又は事業化支援に関する提案があり、浪江町における新たな事業創出が期待できる内容となっているか。また、提案内容の実現性はあるか。	20 点
	コミュニティ形成・ナミエシンカ活性化	「ナミエシンカ」を地域の交流拠点及び事業創出拠点として活用し、関係人口の創出・拡大並びに移住・起業へつながるコミュニティ形成につ	10 点

		いて具体的な提案及びコミュニティ形成、ナミエシンカの活性化に資する具体的かつ効果的な提案となっているか。	
	情報発信（SNS・動画）	SNS、動画等を活用し、交流・関係人口及び移住検討者、起業希望者に対して効果的な情報発信を行うための具体的な戦略が提案されているか。。また、その情報発信において、ターゲットに応じた効果的な情報発信手法が提案されているか。	5 点
(イ) 実施体制の具体性			
企画提案	評価項目	評価の視点	配点
事業全般を実施する体制の具体性	事業遂行に適した組織体制の構築状況	業務遂行が可能な人員体制が適切に配置されているか。提案されている体制にて、本事業が確実に遂行できるものとなっているか。	15 点
(ウ) 地域連携・ネットワーク			
企画提案	評価項目	評価の視点	配点
地域連携	事業の地域連携	町内事業者、関係機関、教育機関等との連携体制が具体的に構築されており、事業成果につながることが期待できるか。	15 点

⑥　審査結果

(ア) 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。

(イ) 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。

なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。

(ウ) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

13　失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

①　参加資格の要件を満たさなくなった場合。

②　提出書類に不備があると判断した場合。

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
④ 公平な審査を阻害する行為があった場合。
⑤ 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
⑥ 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義誠実の原則に反する行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

14　契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

15　その他留意事項

① 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
② 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
③ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
④ 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。
⑤ 参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、第 6 号様式参加申込辞退届にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和 9 年 1 月 13 日（水）17 時までに受付窓口へ持参、郵送又はメールにて提出すること。なお、郵送又はメールにて辞退を表明する場合は、併せて、浪江町観光移住課移住推進係に電話で企画提案を辞退する旨の連絡をすること。
⑥ 本件公募型プロポーザルは、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に有効な業務委託契約を締結することが可能になるため、町議会の 3 月定例会において当初予算が否決される等して予算が成立しなかった場合は、本件プロポーザルにより受託候補者を決定した場合であっても当該業務委託契約を締結しない。また、予算が可決されなかった場合又は否決された場合においては、受託候補者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じないものとする。
⑦ 本業務に関する相談者情報、利用者情報、活動記録その他業務遂行上必要な

情報については、契約期間終了後、発注者又は次期受託者へ適切に引き継ぐものとする。

⑧ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者及び受託者が協議の上決定する。